

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 24 年 12 月 20 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p><u>(クローズド・エンド型の投資信託の社内規則等)</u></p> <p>第 5 条 <u>規則第28条の 2 第 2 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示</u></p> <p><u>(2) 投資元本の払戻しの実施を決定するまでのプロセス</u></p> <p><u>(3) 投資元本の払戻しの実施の考え方</u></p> <p><u>(4) 投資元本の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項 (①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項)</u></p> <p><u>(クローズド・エンド型の投資法人の社内規則等)</u></p> <p>第 5 条の 2 <u>規則第43条の 2 第 2 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 収益の分配と出資の払戻しの区分開示</u></p> <p><u>(2) 出資の払戻しの実施を決定するまでのプロセス</u></p> <p><u>(3) 出資の払戻しの実施の考え方</u></p> <p><u>(4) 出資の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項 (①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項)</u></p> <p>第 6 条 規則第12条の 2 第 2 項に規定する細則に定める様式は、別紙様式第 1 号とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 24 年 12 月 20 日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 5 条 規則第12条の 2 第 2 項に規定する細則に定める様式は、別紙様式第 1 号とする。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>